

公共事業連携先行地籍調査事業費負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 公共事業連携先行地籍調査事業費負担金（以下「本負担金」という。）の交付については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 地籍調査 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4の規定により実施する地籍調査をいう。
- (2) 対象公共事業 県が施工する主要な公共事業又は県が連携して推進すべき公共事業をいう。
- (3) 用地調査予定区域 対象公共事業における用地調査の予定区域をいう。
- (4) 単位区域 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第10条第3項の規定に基づき設定された単位区域をいう。
- (5) 先行地籍調査 用地調査予定区域を含む単位区域において、対象公共事業に先行して県内の市町が行う地籍調査をいう。

(交付目的)

第3条 本負担金は、先行地籍調査を支援し、公共事業の工期短縮及び測量経費の削減を図り、併せて地籍調査を推進することを目的として交付する。

(負担金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の1に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う別表の2に掲げる者に対し、予算の範囲内で本負担金を交付する。

- 2 本負担金の額は、対象事業に要する別表の3に掲げる経費の額（以下「負担金算定基準額」という。）に、別表の4に定める率を乗じて得た額に相当する額以下とする。
- 3 対象事業を実施する者は、当該事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本負担金の交付申請は、農地・水保全課長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本負担金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本負担金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(負担金の充当)

第7条 本負担金の交付を受けた市町は、交付目的に従い、先行地籍調査に要する経費(委託費にあつては、県内事業者が発注して実施されたものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難であると知事が認めた場合については、この限りでない。)に充当するものとする。

2 前項の充当前は、鳥取県国土調査事業補助金交付要綱(平成11年5月6日付農整第22号鳥取県農林水産部長通知)の別表1の3の補助対象経費(以下「補助対象経費」という。)に掲げる経費に限らないものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 負担金算定基準額の増減

(2) 先行地籍調査の実施区域における単位区域の変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から1ヶ月を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本負担金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月14日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行し、平成30年度事業から適用する。